苫小牧市告示第46号

たき火及び喫煙の禁止区域、期間の指定について

消防法(昭和23年法律第186号)第23条の規定により、美々川(道々千歳・鵡川線より北側を除く。)地域における、たき火及び喫煙の禁止区域、期間を次のとおり定める。

令和5年2月15日

- 1 たき火及び喫煙の禁止区域 河川の水際から50メートルの区間
- 2 たき火及び喫煙の禁止期間 令和5年から令和7年までの3年間のうち、3月1日から5月31日までの3月間及 び10月1日から12月31日までの3月間とする。
- 3 消防法第23条の規定による制限に違反した者は、消防法第44条の規定により、 30万円以下の罰金又は拘留に処する。

